

○パート、アルバイトにも年次有給休暇を請求する権利はありますか。

⇒ 年休は、雇入後6か月勤務し、8割以上出勤した場合に初めて10日発生するもので、その後（6か月目を起算）は1年勤務するごとに1日を加算し、最高20日を限度とすることができます。同じ労働者でも勤務時間数や勤務日数が少ないパート、アルバイトについては、少ない分の日数が付与されることになります。

○退職労働者から退職時に残った有給休暇を買い取ってくれるよう請求がありました。買い取りに応じる必要がありますか。

⇒ もともと年休の目的は、日頃の業務から離れて休むことです。買い上げる代わりに休めなくなるとは意味がありません。従って、原則として会社側で買い上げることはできません。たとえ労働者側から買い上げの請求があったからといって、これに応じる義務もありません。ただし、法定の付与日数を超えて与えられている年休や、ご質問のあるようにすでに請求権の消滅した年休について、買い上げることは問題ありません。

○年次有給休暇の繰り越しについて教えてください。

⇒ 労働基準法で規定される請求権は、退職金など一部を除いて2年間で消滅します。つまり時効は2年ということです。有給休暇の使用についてもこの2年間で適用され、たとえば当年度に発生した有給休暇の使用権は、当年度はもちろんのこと、翌年度の1年に限り使用することが可能ということになります。